申請

令和5年5月15日

原子力災害対策本部長 内閣総理大臣 岸田 文雄 様

福島県知事 内堀 雅雄

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づく令和5年4月27日付け指示について、下記のとおり申請します。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限・摂取制限を解除すること。 福島県浪江町 (平成 29 年 12 月 22 日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に 限る。) において産出された非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類及びカブ
- 解除を申請する理由 別紙のとおりです。

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限・摂取制限を解除する範囲

福島県浪江町(平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)において産出された非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類及びカブ

2 解除申請までの検査

県は、非結球性葉菜類の指標作物としてホウレンソウ及びコマツナ、結球性葉菜類としてキャベツ、アブラナ科の花蕾類としてブロッコリー、カブを選定し、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(令和4年3月30日付け原子力災害対策本部長公表)を踏まえて策定した検査計画に基づき検査を実施した。

なお、検査の結果、全ての検体が基準値を下回った(別添1及び2参照)。

3 解除後の緊急時環境放射線モニタリング計画

県は、解除後において、出荷が見込まれる場合は、「検査計画、出荷制限等の品目・ 区域の設定・解除の考え方」に則して適切に緊急時環境放射線モニタリング検査を実施 し、結果を公表する。

4 解除後の出荷管理

(1) 出荷者の対策について

- ア JA系統出荷団体及び系統外出荷団体等(以下、「出荷団体等」という(別添3 参照)。)の出荷者に対しては、これまでも出荷制限品目の取扱いを文書、チラシ、ホームページ等により周知してきたが、作付意向の把握や技術的な対応も市町村、 出荷団体等と連携し、県関係機関の各種業務活動等を通じて徹底を図る。
- イ 生産履歴、集荷先及び販売先等の記録の保存を求め、流通の捕捉を可能とする。
- ウ JA系統出荷団体は、出荷容器に出荷団体名及び生産者コードを掲載しており、 生産物の産出地の絞り込みが可能となっているほか、生産者は、生産履歴を記録・ 保管し、出荷団体等は出荷者の生産履歴を出荷前に確認している。

系統外出荷団体等は、出荷容器への産地名の表示を徹底し、卸売業者、小売業者

も表示を確認することにより、生産地域を判別可能とする。

(2) 出荷状況の把握

県は、県内の出荷状況をJA全農福島及び卸売市場を通じて確認するとともに、定期的に、卸売市場や農産物直売所等を巡回し、出荷が適正に行われているか確認する。

(3) 卸売市場等出荷先への情報提供

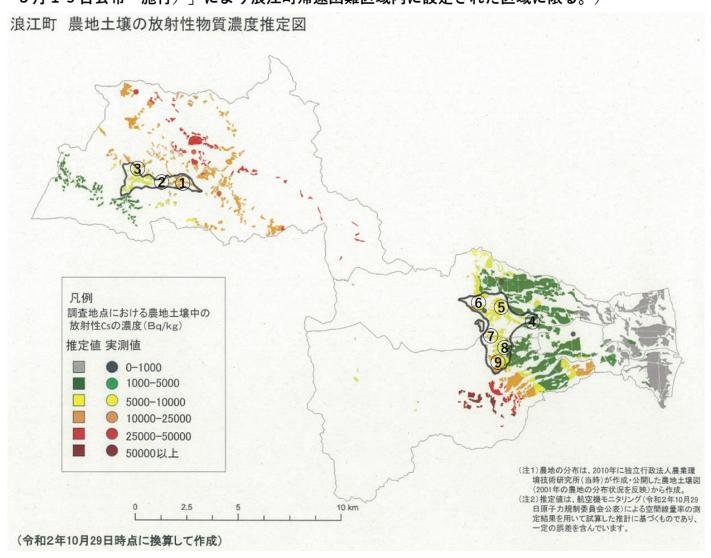
県は、卸売市場等に対して県内のホウレンソウ等非結球性葉菜類、キャベツ等結球性葉菜類、ブロッコリー等アブラナ科の花蕾類及びカブで出荷制限等が引き続き指示されている市町村等について周知するとともに、出荷団体等の情報を提供し、出荷容器の産地情報等を確認させることにより区分管理するよう指導する。

5 緊急時環境放射線モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応 基準値を超える結果が得られた場合には、県は即時に当該市町村からの当該品目の出 荷自粛を求める。

市町村	品目名	番号	検査日	検査結果
浪江町	良江町	1	R4.11.17	8.9
		2	R4.11.17	ND<9.2
		3	R4.11.21	ND<9.7
		4	R4.11.21	16.0
	ホウレンソウ	5	R4.11.21	ND<12.9
		6	R4.10.17	ND<11.4
		7	R4.10.24	14.3
		8	R4.10.31	ND<14.3
		9	R4.11.17	ND<11.0
		1	R4.11.17	6.7
		2	R4.11.17	ND<9.8
		3	R4.11.21	ND<12.0
		4	R4.10.31	27.1
	コマツナ	5	R4.9.22	ND<9.5
		6	R4.10.3	ND<6.1
		7	R4.10.17	13.8
		8	R4.10.17	ND<12.4
		9	R4.10.17	10.2
	キャベツ	1	R4.11.30	9.2
		2	R4.10.31	ND<15.0
		3	R4.11.30	ND<14.1
		4	R4.10.31	12.9
		5	R4.10.20	ND<13.2
		6	R4.10.17	ND<8.9
		7	R4.10.31	6.5
		8	R4.10.31	ND<11.0
		9	R4.10.24	ND<13.3

市町村	品目名	番号	検査日	検査結果
浪江町	浪江町	1	R4.12.26	8.0
		2	R4.11.30	ND<9.1
	ブロッコリー	3	R4.12.12	ND<11.2
		4	R4.10.31	25.2
		5	R4.10.20	ND<13.7
		6	R4.10.6	ND<10.6
		7	R4.10.31	7.0
		8	R4.10.24	ND<9.4
		9	R4.10.24	ND<10.3
		1	R4.11.17	8.5
	カブ	2	R4.10.31	ND<11.7
		3	R4.11.21	ND<6.8
		4	R4.11.17	24.2
		5	R4.10.3	ND<10.6
		6	R4.10.3	ND<9.9
		7	R4.10.31	ND<11.8
		8	R4.10.17	ND<8.8
		9	R4.10.17	ND<9.7

令和4年度採取地点位置図(浪江町特定復興再生拠点区域(「改正・福島復興再生特別措置法(平成29年 5月19日公布・施行)」により浪江町帰還困難区域内に設定された区域に限る。)



出 荷 団 体 一 覧 表

市町村名	出荷団体	集荷エリア	出荷制限品目
浪江町	出荷団体:二ツ沼総合公園直売所利用組合 出荷先(店舗名):二ツ沼総合公園直売所	浪江町特定復興 再生拠点区域	ホウレンソウ、コ マツナ、カブ、ブ ロッコリー、キャ ベツ等
浪江町	出荷団体:道の駅ならは会員 出荷先(店舗名):道の駅ならは(物産館)	浪江町特定復興 再生拠点区域	ホウレンソウ、コ マツナ、カブ、ブ ロッコリー、キャ ベツ等
浪江町	出荷団体:JA福島さくら農業協同組合 出荷先:いわき市中央卸売市場、JAファー マーズマーケット等	浪江町特定復興 再生拠点区域	ホウレンソウ、コ マツナ、カブ、ブ ロッコリー、キャ ベツ等
浪江町	出荷団体:富岡町ファーマーズマーケット会員 出荷先(店舗名):富岡町ファーマーズマーケット	浪江町特定復興 再生拠点区域	ホウレンソウ、コ マツナ、カブ、ブ ロッコリー、キャ ベツ等
浪江町	出荷団体:道の駅なみえ会員 出荷先(店舗名):道の駅なみえ	浪江町特定復興 再生拠点区域	ホウレンソウ、コ マツナ、カブ、ブ ロッコリー、キャ ベツ等